

## 京都府情報公開・個人情報保護審議会（第1部会）の議事要旨

- 1 日 時 令和3年2月17日(水)  
午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 場 所 京都府庁旧本館 2階 会議室2-M  
(京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町)
- 3 出席者 山本 克己 部会長  
野崎 治子 委員  
原田 大樹 委員  
宮本 恵伸 委員(議題(4)は回避)  
山舗 恵子 委員
- 4 議 題 (1) いじめ問題調査資料事案  
(2) パーム油発電所建設協議関係書類事案①  
(3) パーム油発電所建設協議関係書類事案②  
(4) 留置施設視察委員会関係書類事案

### 5 審議内容

#### (1) いじめ問題調査資料事案

##### ア 事案の概要

府立学校におけるいじめ問題調査委員会が取り扱った審査請求人に係るいじめ問題調査に関する一連の記録についての個人情報開示請求に対し、実施機関が個人情報開示決定処分、個人情報一部開示決定処分及び個人情報不開示決定処分としたことについて、個人情報開示決定及び個人情報一部開示決定において特定された公文書以外にも開示請求に係る個人情報が記録された公文書が存在するはずであり、探して開示すべきであるとして、及び個人情報不開示決定とされた個人情報についてはその全てを不開示とする理由はなく、開示できない情報の有無を精査した上で改めて開示すべきであるとして、審査請求があったもの

##### イ 審議結果

- (ア) 審査庁の追加説明等の後、質疑及び意見交換を行った。  
(イ) 次回以降、引き続き検討することとした。

#### (2) パーム油発電所建設協議関係書類事案①

##### ア 事案の概要

「〇〇パーム油発電所事業に係る〇〇、〇〇株式会社との全ての協議内容の議事録およびその時に使用した資料等(決裁書面含む)」を内容と

する文書についての公文書公開請求に対し、実施機関が公文書部分公開決定処分としたことについて、非公開箇所の一部については非公開とする理由はなく、公開すべきであるとして、審査請求がなされたもの

イ 審議結果

- (ア) 審査庁の説明の後、質疑及び意見交換を行った。
- (イ) 次回以降、引き続き検討することとした。

(3) パーム油発電所建設協議関係書類事案②

ア 事案の概要

「〇〇パーム油発電所建設に係る信書の決裁書面」についての公文書公開請求に対し、実施機関が公文書非公開決定処分（不存在等）としたことについて、対象文書を作成しなかった理由を説明すべきであるとして、審査請求がなされたもの

イ 審議結果

- (ア) 審査庁の説明の後、質疑及び意見交換を行った。
- (イ) 次回以降、引き続き検討することとした。

(4) 留置施設視察委員会関係書類事案

ア 事案の概要

平成29年度以降に京都府警察本部長が行った京都府留置施設視察委員会委員の候補者推薦依頼に関する文書についての公文書公開請求に対し、実施機関が公文書非公開決定（不存在等）処分及び公文書部分公開決定処分としたことについて、非公開決定（不存在等）に係る公文書の保存年数の取扱いの違法性を主張するとともに、部分公開決定に係る公文書のうち非公開とした部分の一部については、非公開とすべき情報には該当しないとの理由により審査請求があったもの

イ 審議結果

- (ア) 前回に引き続き、意見交換を行った。
- (イ) 次回以降、引き続き検討することとした。